

# アイルランド (Ireland)

## 通信

### I 監督機関等

#### 1 通信・エネルギー・天然資源省 (Department of Communications, Energy and Natural Resources)

Tel. : + 353 1 678 2000

URL : <http://www.dcenr.gov.ie/>

所在地 : 29-31 Adelaide Road, Dublin 2, IRELAND

幹部 : Alex White (大臣 / Minister)、Joe McHugh (閣外大臣 / Minister of State)

所掌事務

2002年6月に、公共事業省から電気通信（郵便事業も含む）及び放送に関する所掌事務が移管された。電気通信市場自由化達成後、以下を主要目的とした政策の策定を所掌する。

- ・ インターネットの発展
- ・ 電子商取引の推進
- ・ 全国レベルでのブロードバンド網の拡張

#### 2 通信規制委員会 (Commission for Communications Regulation : ComReg)

Tel. : + 353 1 804 9600

URL : <http://www.comreg.ie/>

所在地 : Block DEF, Abbey Court, Irish Life Centre, Lower Abbey Street, Dublin 1, IRELAND

幹部 : Gerry Fahy, Jeremy Godfrey、Kevin O' Brien (担当委員 / Commissioner)

所掌事務

2002年4月の「2002年通信規制法」により、従来の電気通信規制局 (Office of the Director of Telecommunications Regulations : ODTR) が同年12月に廃止され、新たに電気通信分野における独立規制機関として設立された。「2002年通信規制法」第12条は、同委員会の主な所掌を、以下の二つに規定している。

- ・ 電気通信網、電気通信サービス及び関連する諸設備に関して、競争を導入し、国内市場の発展に貢献し、EU内の利用者の利益を促進すること
- ・ 電話番号の効果的な管理及び利用を促進すること

## II 法令

### 1 2002年通信規制法 (Communications Regulation Act 2002)

ComReg の設立根拠法であり、2002年4月に制定された。

### 2 2003年デジタル・ハブ開発庁法 (Digital Hub Development Agency Act 2003)

2003年7月に制定された。首都の中心に国際的な ICT 産業地域を創設する政府計画の法的枠組を示し、デジタル・ハブ開発庁 (Digital Hub Development Agency : DHDA) を設立した。

### 3 2007年通信規制 (改正) 法 (Communications Regulation (Amendment) Act 2007)

2007年4月に制定された。ComReg に対して、法律違反に対する規制権限、独占的地位の濫用に対する調査及び対応権限、過剰請求に対する調査権限を強化すると同時に、大臣と ComReg に対して情報収集権限を強化する内容となっている。

### 4 2010年通信規制 (プレミアムレート・サービス及び電子通信基盤) 法 (Communications Regulation (Premium Rate Services and Electronic Communications Infrastructure) Act 2010)

2010年3月に制定された。プレミアムレート・サービスの範囲を定義し、免許取得を義務付け、ComReg によるプレミアムレート・サービスの規制権限を付与した。

### 5 1926年無線電信法 (Wireless Telegraphy Act 1926)

無線局免許と無線局免許の例外について規定している。

### 6 1988年無線及びテレビ法

同法により、ComReg は、1926年無線電信法及び本法律に基づき放送機器の免許を交付する権限を付与されている。また同法に基づき、アイルランド放送委員会 (BCI) が RTÉ 以外の商業放送事業者の免許を ComReg から受けている。

## III 政策動向

### 1 免許制度

2002年3月に欧州議会及び閣僚理事会により採択された EU 電子通信分野「2002年電子通信規制パッケージ」の一部である「認可指令」を受け、通信・海事・資源省 (現通信・エネルギー・天然資源省) は、2003年7月に事業者の免許について一般認可制度 (General Authorization) を導入した。従来、事業者が電気通信サービス (無線通信サービス以外) を開始するには、ComReg が付与する「一般電気通信免許」若しくは「基本電気通信免許」を取得する必要があったが、一般認可制度の導入により、事業者は ComReg に対する届出が完了した時点で電気通信サービスを提供することが可能となった。

## 2 競争促進政策

### (1) 支配的事業者規制

ComReg は EU の規制枠組に従って、関連する通信市場を評価する責務を負っており、2007 年 12 月に採択された「関連製品及びサービス市場に関する勧告 (Recommendation on Relevant Product and Service Markets)」に含まれる七つの市場リストに基づき、アイルランドの電子通信市場の競争状況を査定している。市場は同勧告で規定された原則と EU 枠組指令に基づき決定・分析される。ComReg が 1 社以上の事業者が顕著な市場支配力 (Significant Market Power : SMP) を有する事業者であると判断した場合、競争上の課題を解決するための措置を講ずることになる。七つの市場及び指定された SMP 事業者は下記のとおりである。

- ・ 市場 1 (一般家庭及び非一般家庭利用者向け固定公衆電話網へのアクセス市場) : エアコム (Eircom)
- ・ 市場 2 (固定公衆電話網での卸売通話発信市場) : エアコム
- ・ 市場 3 (個別固定公衆電話網における卸売通話発信市場) : BT (BT Communications Ireland)、コルト (Colt Telecom Ireland)、エアコム、マグネット・ネットワークス (Magnet Networks)、スマート・テレコム (Smart Telecom)、UPC (UPC Communications Ireland)、ベライゾン (Verizon Ireland)
- ・ 市場 4 (固定卸売 (物理的) ネットワーク基盤へのアクセス市場 (シェアドあるいは完全アンバンドリング・アクセスを含む)) : エアコム
- ・ 市場 5 (卸売ブロードバンド・アクセス市場) : エアコム
- ・ 市場 6 (専用回線の卸売着信回線市場) : エアコム
- ・ 市場 7 (個別移動体通信の卸売音声通話着信市場) : ハチソン 3G アイルランド (Hutchison 3G Ireland)、Lycamobile Ireland、ミーティア・モバイル (Meteor Mobile Communications)、テレフォニカ・アイルランド (Telefónica Ireland)、テスコ・モバイル (Tesco Mobile Ireland)、ボーダフォン・アイルランド (Vodafone Ireland)

### (2) 料金政策

ComReg は SMP 事業者の小売及び卸売料金を監視しており、料金の変動に関するプライス・キャップ、実際に課された料金の見直し、ユニバーサル・サービス義務の下での安価な料金設定等の規制を課している。

更に ComReg は SMP 事業者の卸売料金のレビューを行っており、その対象となっている料金は下記のとおりである。

- ・ 競争事業者の通話提供に当たって課すエアコムのネットワーク料金
- ・ 卸売回線レンタル料金

- ・ 卸売ブロードバンド・アクセス料金
- ・ モバイル卸売料金 (Mobile Termination Rate)
- ・ ローカル・ループ・アンバンドリング (Local Loop Unbundling : LLU) 料金
- ・ 公衆電話料金
- ・ リース回線料金
- ・ 番号ポーティング料金
- ・ 卸売ネットワーク・サービスの提供に関連する補助的な料金

2012年11月、ComRegは、卸売移動電話着信接続料金(MTR)を2013年7月1日から1分当たり1.04EURに設定すると決定した。ボータフォン・アイルランドは、この計算方法はコストベースの計算を同社に強いるものであるとして、異議を申し立て、2013年始めに高等裁判所に提訴した。2013年8月、アイルランド高等裁判所は同社の主張の一部を認め、ComRegが採用したMTR設定のベンチマーキング方法は、EU及びアイルランドの法律の対象範囲から逸脱していると判断した。更に2013年10月17日に高等裁判所は最終命令を下し、ComRegの決定を無効としMTRを1分当たり2.60EURにするとした。その後、2014年4月にはデロイト社によるMTRモデル仕様文書、アナリシス・メイソン社による勧告文書が発表され、MTRに関する検討が続けられている。

### (3) LLU

LLUについては、「LLUに関する欧州議会及び欧州委員会の指令2887/2000」に基づき、アイルランドにおいても規制が実施されている。エアコムはローカル・ループ及び関連設備に関する参考資料を公表する義務を負うと同時に、アンバンドリングに関する妥当な要求を受け入れる義務を負っている。

LLUに関しては、2014年6月末現在、LLU回線総数が8万7,528回線、そのうちシェアドアクセスが7万3,185回線、残りの1万4,343がフルアンバンドリング回線となっている。

### (4) 番号ポータビリティ

すべての通信事業者は「ユニバーサル・サービス規則 (Universal Service Regulations (SI308/2003))」に従って、消費者の権利としての番号ポータビリティを提供する義務を負う。番号ポータビリティには地理的、非地理的、移動体の3種類があり、地理的番号ポータビリティは固定回線番号を、非地理的番号ポータビリティはフリーフォン、ローコール(市外でも市内通話料金でかけられるサービス)、ホスト・プロバイダ間のVoIP番号を、移動体番号ポータビリティは移動体番号を扱う。非地理的番号ポータビリティは2000年に、地理的番号ポータビリティは2001年に、移動体番号ポータビリティ制度は2003年に導入され、3種類の番号ポータビリティ制度が整っている。

### 3 情報通信基盤整備政策

#### (1) ユニバーサル・サービス

ユニバーサル・サービスと利用者の権利を規定した欧州議会の「指令 2002/22/EC」を修正した「指令 2009/136/EC」が、アイルランド国内では「2011年 EC（電子通信ネットワーク及びサービス）（ユニバーサル・サービス及び利用者の権利）規則（S.I.No.337/2011）」として成立している。エアコムがユニバーサル・サービス義務を負う唯一の通信事業者となっており、2014年7月、ComRegはエアコムを2015年12月末までの1年半の間、アイルランドのユニバーサル・サービス・プロバイダとして再規定した。ユニバーサル・サービス義務の内容は、固定アクセス、印刷された電話帳、公衆電話、障がいを持つ利用者へのサービス、消費者が支出と手ごろな支払額の管理ができるような支援サービスを提供することとなっている。

#### (2) デジタル・ハブ開発庁法

「2003年デジタル・ハブ開発庁法」に基づく ICT 産業発展計画があり、目的は以下のとおりである。

- ・ 首都の中心のトマス・ストリートに国内外のハイテク企業を集中させるため、最先端の基盤を構築すること
- ・ 創造部門、技術部門、研究開発部門、教育部門及びコミュニティ部門間の共同性を高め、付加価値が高く生産的な新たな結合関係を築くこと
- ・ 多様性があり継続利用が期待できる生活・労働環境の包括的デザイン
- ・ 公共部門への投資、官民協力、コミュニティの産業計画への参加
- ・ また、上記の目的を達成するための戦略として以下が提示されている。
- ・ デジタル・メディア企業の発展基盤を、アイルランド政府産業開発庁（Ireland Development Agency : IDA）ほかの機関とともに創設
- ・ 地域レベル、全国レベルでの職業訓練及び経営者向け学習プログラムの推進
- ・ ダブリン市評議会と共同で、ICT 先進地域には更なる新技術開発の基盤を提供

DCENR は 2015 年 1 月にデジタル・ハブ開発庁とダブリン市カウンシルの統合を発表した。これによりデジタル・ハブは、ダブリン市カウンシルの下、独立した企業として、アイルランドにおけるデジタル起業の促進・開発を行うこととなった。これに伴う再開発事業により雇用が生まれるとともに、ダブリン及びアイルランドのデジタル分野での発展に向けてビジネス環境を整備し、起業を積極的に支援するとしている。

#### (3) 高速ブロードバンド基盤整備政策

アイルランド政府は、2012年5月、次世代ブロードバンド・タスクフォース報

告書の策定を開始した。これは多くの国民にブロードバンドへのアクセスを提供すべきとの産業界の動きに対応するものである。

その後、政府は、2012年8月、新たな国家ブロードバンド計画（NBP）を発表した。同計画は、国内全域で下り70Mbpsのブロードバンド整備を促進し、少なくとも、一般地域で40Mbps、ルーラル地域においても30Mbpsを利用可能とする内容を含む。また、2015年までの目標として、人口の50%に対して、70～100Mbpsのブロードバンドを商業的に提供するとの目標を掲げた。これらの目標を実現させるため、民間部門及び公的部門の投資を促進させるとした。

政府は2014年9月に高速ブロードバンド・ネットワーク整備事業に関し、エアコムが光ファイバ・ネットワークが100万の住居・建物をカバーしたことで、同事業がアイルランド全域で重要な節目を迎えたと発表した。高速ブロードバンド基盤サービスへの民間投資が25億EURを超え、これらの投資がアイルランドの消費者・企業及び経済全体に対する大きな信頼となるとする一方で、民間投資が届かない農村エリアにおいては、政府による介入を行い、アイルランド全域で高速ブロードバンド基盤が整備されない地域を生み出さないとの立場を明らかにした。

2015年度予算では通信・エネルギー・天然資源省の所管する通信、エネルギー、放送、天然資源分野に対し1億7,200万EURが配分され、全世帯・ビジネスに対し、少なくとも下り30Mbpsのブロードバンド基盤を整備し、2016年半ばまでに国内160万世帯・ビジネスを民間資本によりカバーする計画となっている。

通信・エネルギー・天然資源省は2014年11月24日に2016年末までに民間セクターによって整備される予定の高速ブロードバンド・アクセス網について、全国及び州単位の詳細地図を関連統計値と併せて公開諮問として発表した。オンラインで発表された地図によると、国内約230万世帯・事業所のうち68%に当たる160万世帯が2016年末までに民間資本による高速ブロードバンド基盤でカバーされる予定となっており、残りの60万世帯・10万事業所については、政府による直接投資が必要になると考えられている。

同省は2015年7月15日に民間投資による高速ブロードバンド整備が見込まれないエリアにおける基盤整備に関する政府の介入戦略案「アイルランドブロードバンド介入戦略（Ireland's Broadband Intervention Strategy）」を公開諮問として発表した。同戦略案では、2018年までにすべての建物の85%を高速ブロードバンドでカバーする途中目標が示されたほか、今後地域ごとに展開するブロードバンドの種類をはじめ、展開する際に入札事業者に求められる最低スピードや契約期間、民間所有あるいは公共所有のネットワークなのかといった点等、政府による介入のあり方等について案を提示している。更に同省は同年9月にNBPに対し2億7,500万EURを投資すると発表した。

## 4 ICT 政策

### (1) 国家デジタル戦略 (フェーズ 1)

2013 年 7 月、アイルランド政府は長期的な国家デジタル戦略の第 1 段階として、今後 2 年間を見据えた「アイルランド国家デジタル戦略 フェーズ 1 (National Digital Strategy for Ireland Phase 1)」を発表した。この国家戦略はデジタル社会の形成を目指す政府の広範な取組みの一環であり、国家ブロードバンド計画、e ガバメント・ストラテジー、e ヘルス・ストラテジーなどの他の国家計画を補完するものである。この国家デジタル戦略は通信・エネルギー・天然資源省が主導して実行し、教育・技能省 (Department of Education & Skills) が同省の所管分野について通信・エネルギー・天然資源省に支援を提供する。

フェーズ 1 では、デジタル技術を活用し、今後数年間で以下の点に重点的に取り組むこととされている。

#### (ア) 政府横断的取組

既存の e ガバメント・ストラテジー、国家ブロードバンド計画及び国家決済計画の取組みを促進するとともに、以下の点に取り組む。

- ・ 国営メディアによるデジタル化促進の支援方法の模索
- ・ 政策立案を強化する良質なデータの提供
- ・ 最高情報責任者 (CIO) と協議しながら、第 1 フェーズでの取組みを省庁横断的に進め、次フェーズにおいて取り組むべきアクションを検討
- ・ ウェブ・アクセス及びユーザビリティに関する取組強化

#### (イ) オンライン取引及びベンチャー起業促進

今後 2 年間で 1 万のアイルランド国内事業者が新たにオンラインの活用を始め、更に 2,000 の小規模事業者がオンライン取引を始めるよう、以下のことに取り組む。

- ・ オンライン商取引 (Trade-on-line) バウチャーの仕組みの構築
- ・ 特に小規模ビジネス間でのオンライン取引の価値の認識拡大
- ・ オンライン上での今後の政策にかかわる情報提供の充実化
- ・ スキル基盤、研究能力、及びアイルランド政府商務庁 (Enterprise Ireland)、IDA、デジタル・ハブ開発庁及び国立デジタル研究センターを通じた財政援助の提供によりデジタル企業の成長を支援

#### (ウ) 市民の参画促進

インターネットを利用したことの無い市民の数を 2016 年までに半減させるために、以下のことに取り組む。

- ・ インターネットを利用したことの無い人々にオンライン上で実施可能なことを認知させ、既にインターネットを利用している人々に新たな利活用の方法を伝えるような啓蒙活動の実行促進

- ・ 市民に対するデジタル教育を受けるための補助の提供
- ・ デジタル・スキル学習機会を案内するオンライン・サイトの整備

#### (エ) 教育・学習促進

教育システム全体において ICT のポテンシャルを最大限活用するために、以下のことに取り組む。

- ・ 初等教育以上の学校すべてに 100Mbps の通信ネットワークを整備
- ・ 教員に対する ICT 活用ワークショップ及びケーススタディの提供
- ・ 教員に対する ICT 専門家の養成及び e ラーニング・イニシアチブの実施
- ・ 学校向けの新しい ICT 戦略策定
- ・ ICT を取り込んだ中等教育 (Junior Cycle) の新しいフレームワーク策定
- ・ 実際の仕事に関連するデジタル・スキル向上に集中した学校内／外での学習イニシアチブ実施
- ・ 高等教育以降における就職を見据えた e ラーニング機会の開発
- ・ 子どもによるインターネット及びソーシャル・ネットワーク・サイトの利用など、若者のインターネット・リスクに関する新たな調査の実施
- ・ 全国の更なる教育・訓練セクターにおける e ラーニング機会の提供

#### (2) オンライン商取引促進政策

通信・エネルギー・天然資源省は 2014 年 7 月、小企業によるオンライン商取引の促進を目的とした助成事業「スモールビジネス・デジタル・バウチャー」をスタートした。2014 年度は最大 1,000 社を対象に、1 社につき上限 2,500EUR までの助成を行う予定で、希望する小企業は同事業対象となる条件を満たしていれば年度末まで申請することができる。

同スキームの試行は既に首都ダブリンで 6 か月間にわたり実施されており、試行に参加した企業の 70%がデジタルバウチャーへの申請プロセスによりオンライン商取引に対するアプローチを明確にすることができたと評価した。また 55%は売上向上に成功し、70%は顧客からの問い合わせが増加したとしている。なお、アイルランド政府は、同スキームに対し 500 万 EUR の予算を確保している。

2015 年度政府予算では、オンライン商取引活動の推進のため小企業向けに 300 万 EUR が配分され、少なくとも 2,000 企業の商取引のオンライン化を支援する計画となっている。

## IV 関連技術の動向

### 基準認証制度

アイルランドでは、「R&TTE 指令」を受け、2001 年 6 月 5 日、「S.I. No.240/2001 (European Communities (Radio Equipment and Telecommunications Terminal Equipment) Regulations, 2001)」として国内法制化した。



## V 事業の現状

### 1 市場の概要

2014年6月末までの1年間における電子通信網及びサービス市場の小売収入は29億9,000万EURで、同月末までの第2四半期(4~6月)における小売収入は前年同期比0.6%増の7億4,828万EURであった。

### 2 固定電話

1998年に固定電話市場が自由化された。2014年第2四半期における固定通信市場の小売収入は前年同期比0.2%減の3億2,344万EURであった。旧国営事業者エアコム(Eircom)の固定通信市場のシェア(小売、収入ベース)は年々減少しており、2015年6月末現在47.5%となっている(2010年3月末には67%)。2004年6月にComRegは、同社をローカル・ループにおけるSMP事業者指定した。固定通信小売市場の収入における事業者別シェアは、エアコムが47.5%、ボーダフォン・アイルランドが13.2%、UPCが12.5%、BTが6.6%、スカイ(Sky)が3.5%、Verizonが2.5%、その他が14.3%となっている。

### 3 移動体通信

2014年第2四半期における移動体通信市場の小売収入は3億8,343万EURで前年同期比1.5%増となった。加入者数(モバイルブロードバンドとM2Mサービスを除く)における事業者別シェアはボーダフォン・アイルランドが38.5%、ハチソン3Gアイルランドが31.7%、ミーティア・モバイル(エアコム傘下)が20.6%、テスコ・モバイル(MVNO)が6.4%、Lycamobile Ireland(MVNO)が2.4%、その他が0.3%となっている。

3G免許は2002年にハチソン3Gアイルランド、O2アイルランド(ハチソン3Gアイルランドが買収)、ボーダフォン・アイルランドに付与された。ボーダフォン・アイルランドは2004年6月に、ハチソン3Gアイルランドは2005年6月に、O2アイルランドは2005年9月に、それぞれ商用サービスを開始した。4G(LTE)免許は2012年11月にミーティア・モバイル、ボーダフォン・アイルランド、ハチソン3Gアイルランド、O2アイルランドに付与された。ミーティア・モバイルが2013年9月、ボーダフォン・アイルランドが同年10月、ハチソン3Gアイルランドが2014年1月にサービスを開始した。

### 4 インターネット及びブロードバンド

2015年6月末現在、アイルランドのアクティブなインターネット加入者数は170万4,666で、前年同期比0.02%増となっている。ブロードバンド・サービスは169万9,176で前年同期比0.1%増、このうち固定ブロードバンドが128万6,566で前年同期比4.9%増、モバイル・ブロードバンド(HSDPAとLTEサービス)が41万2,610で前年同期比12.4%減であった。

固定ブロードバンドの事業者別加入者シェアは、エアコムが35.3%、UPCが

29.0%、ボーダフォン・アイルランドが 17.6%、Sky が 8.8%、その他が 9.2%となっている。

モバイル・ブロードバンド市場の加入者シェアは、ハチソン 3G アイルランド (O2 アイルランド含む) が 53.8%、ボーダフォン・アイルランドが 33.0%、エアコム・グループのモバイル事業部分が 11.4%、その他が 1.8%となっている。

## VI 運営体

エアコム (eircom)

Tel. : +353 1 671 4444

URL : <http://www.eircom.net/>

所在地 : 1 Heuston South Quarter, St. John's Road, Dublin 8, IRELAND

幹部 : Richard Moat (最高経営責任者 / Chief Executive Officer)

### 概要

固定電話の基幹事業者で、モバイル、ブロードバンド等のサービスも提供している。同社は、公共事業体テレコム・エリアン (Telecom Eireann) として「1983年郵便・電気通信サービス法 (Telecommunications Services Act 1983)」に基づいて 1984 年に設立された。2015 年 6 月までの 1 年間の収入は 3 億 2,500 万 EUR (前年度比 4.5%増) で、そのうち固定電話が 2 億 5,000 万 EUR (同 5%増)、移動電話が 8,700 万 EUR (同 3.5%増) であった。ミーティア・モバイルは移動体通信部門である。

2015 年末までに 140 万世帯・ビジネスを光ファイバ網でカバーする目標を立てており、2016 年中期までに約 160 万世帯・事業所をカバーする計画である。2014 年 11 月から下り最大 1Gbps の FTTH ネットワークの構築を国内 26 州・66 コミュニティで開始した。

2013 年 10 月には光ファイバ IPTV サービス「eVision」の提供を開始した。HD チャンネルやスカイ・チャンネルが視聴可能で、好みに応じたチャンネル・パックも追加できる内容となっている。更に 2014 年 9 月には新たに映画のオン・デマンド・サービスも追加された。

## 放送

### I 監督機関等

#### 1 通信・エネルギー・天然資源省

(通信 / I - 1 の項参照)

## 所掌事務

2002年6月、放送に関する所掌事務が、芸術・文化・ゲール語省から同省へ移管された。放送分野の振興のための政策立案と制度的枠組の整備を所掌し、政策目標は以下のとおりである。

- ・ 公共放送、商業放送ともに質の高いラジオ及びテレビ・サービスを確立し維持する。
- ・ アナログ、デジタルともに、ユニバーサル及び無料ベースで、多様な番組の視聴を可能とする。

## 2 アイルランド放送庁 (Broadcasting Authority of Ireland : BAI)

Tel. : +353 1 644 1200

URL : <http://www.bai.ie/>

所在地 : 2-5 Warrington Place, Dublin 2, IRELAND

幹部 : Paucic Travers (委員長 / Chairperson)

## 所掌事務

「2001年放送法 (Broadcasting Act 2001)」の制定により、独立ラジオ・テレビ委員会 (Independent Radio and Television Commission : IRTC) と放送苦情委員会 (Broadcasting Complaints Commission) から改組された。

## II 法令

### 1 2001年放送法 (Broadcasting Act 2001)

2001年3月に制定された。同法により、地上デジタルテレビ放送の開始に向けた法的整備が完了し、IRTCの名称がBCIに変更された。

### 2 2003年放送 (基金) 法 (Broadcasting <Funding> Act 2003)

2003年12月に制定された。アイルランド文化振興のために、受信料の5%をアイルランド文化に関する番組制作支援に割り当てることを定めている。

### 3 2007年放送法 (Broadcasting <Amendment> Act 2007)

2007年5月発効。アイルランド放送庁を設置し、規制監督権限を集約することが定められ、地上デジタル放送及びラジオ放送の免許の枠組みが規定された。

### 4 2009年放送法 (Broadcasting Act 2009)

BAIを設立し、放送関連の権限を集中させることを目的としている。

## III 政策動向

### 1 免許制度

「2009年放送法」パート6に基づきBAIが、下記のようなラジオ、テレビ、地上デジタルテレビ、電子番組ガイド等を網羅する放送分野の免許を付与する。

- ・ 商業音声放送免許

- ・ コミュニティ音声放送免許
- ・ テンポラリーな音声放送免許
- ・ コンテンツ提供（テレビと音声放送）免許
- ・ コミュニティ・コンテンツ（テレビ）免許
- ・ テレビ番組サービス免許

## 2 公共放送関連政策

### (1) 受信料制度

テレビ受信装置の所有者は、テレビ免許料（Television License Fee）を政府に納める義務があり、この収入は、公共放送アイルランド放送協会（RTÉ）の事業運営費に充てられる。徴収業務はアイルランド郵便局（An Post）が政府から委託され実施する。

### (2) 公共サービス放送料の導入

2013年8月、アイルランド政府はテレビ免許を更新する際に課せられる公共サービス放送料（Public Service Broadcasting Charge : PSBC）を導入することに関して、意見募集を開始した。この提案は、今後加速が予想されるテクノロジーの収斂を考慮して実施された、従来のテレビ免許料の役割と徴収に関する検討に基づいている。世帯単位で課される PSBC は、放送サービス及び映像コンテンツへアクセスするために使用しているデバイスにかかわらず、すべての世帯及び条件該当企業に適用される。政府は 2015 年 1 月の導入を目指していたが、2014 年 7 月の内閣改造を受けて計画は白紙に戻され、2015 年 10 月現在導入されていない。

## 3 コンテンツ規制

音声放送サービス提供事業者は、「2009 年放送法」セクション 39 (1) に基づき、放送時間全体に占めるニュース及び時事に関する放送時間は 20% 以上とされている。

## 4 地上デジタル放送

「2001 年放送法」は、地上デジタルテレビ放送に関する免許として、「マルチプレックス免許」、「デジタルテレビ送信免許」及び「テレビジョン番組サービス免許」の 3 種類を規定している。

2006 年 8 月、地上デジタルの試験放送が開始され、一つのマルチプレックスで、全国放送の RTÉ One、RTÉ Two、TG 4、TV 3 の各チャンネルが、ラジオ全国放送 5 チャンネルとともにサイマル放送されるようになった。第 2 段階として、2007 年 3 月に二つのマルチプレックスが開始された。更に 2007 年 7 月、HDTV の地上デジタルでの試験放送も開始された。2010 年 10 月には国内初の無料地上デジタル放送 Saorview の試験放送が、更に 2011 年 5 月には本放送が始まり、公共放送を含む全国ネットの地上テレビはすべて地上デジタルでも提供されるようにな

った。2012年10月24日、アイルランド全域においてアナログテレビ放送が終了し、デジタル放送への移行が完了した。

## IV 事業の現状

### 1 ラジオ

全国放送は、RTÉのFM（アナログ）とDAB（デジタル）の同時放送4チャンネルとDABのみの4チャンネルのほか、商業放送1系統がFMで放送されている。商業ラジオは、46の地方自治体による放送（地域放送、コミュニティ放送）が実施されている。

### 2 テレビ

全国放送は、公共放送のRTÉが「RTÉ One」と「RTÉ Two」の2系統を英語で放送しており、ゲール語専門の公共放送であるTG4と国内の地上テレビで唯一の商業放送のTV3が各1系統を実施している。全事業者が国内のほぼ100%をカバーしており、24時間放送を実施している。

### 3 衛星放送

英国の衛星放送事業者スカイ（2014年よりBSkyBより変更）が、1998年よりデジタル衛星放送サービスを提供している。HDを含む90以上のチャンネルを放送している。2010年10月からは初の3Dチャンネル「Sky3D」を提供している。

### 4 ケーブルテレビ

主なケーブルテレビ事業者としてはntl IrelandとChorusがあったが、2005年5月、ntl Irelandは米投資会社モルガン・スタンレー（Morgan Stanley）に売却され、更にモルガン・スタンレーを通じて米ケーブル会社リバティ・メディア（Liberty Media）が所有するUPC Irelandに売却された。リバティ・メディアは競合事業者のChorusの株主でもあったため、ntl IrelandとChorusは合併し、会社名がUPC、ブランド名がChorus ntlとなり、2010年5月にブランド名をUPCへと改称した。2015年8月にリバティ・メディア傘下のヴァージン・メディアにブランド名が変更された。同年10月には移動体通信サービスの提供を開始した。有料TV、ブロードバンド、固定及び移動体通信及びそれらのバンドルサービスを提供している。2014年12月には75チャンネルが視聴可能なモバイルアプリ「Horizon Go」の提供を開始した。

## V 運営体

アイルランド放送協会（Radio Telefis Éireann : RTÉ）

Tel. : +353 1 208 3111

URL : <http://www.rte.ie/>

所在地：Donnybrook, Dublin 4, IRELAND

幹部：Moya Doherty（経営委員長／Chairman）、Noel Curran（会長／Director General）

## 概要

1926年にラジオ、1961年にテレビ放送を開始した公共放送事業者で、政府に指名される監査委員会（RTÉ Board、12名で構成）の監督下に置かれる。財源はテレビ受信許可料収入、広告収入、出版及びその他の商業収入である。

# 電波

## I 監督機関等

### 1 監督機関

#### （1）通信規制委員会（ComReg）

（通信／I－2の項参照）

#### 所掌事務

無線周波数の管理を所掌する。

（2）交通・観光・スポーツ省海上安全局海上調査部海上無線課〔The Marine Radio Affairs Unit（MRAU）, the Marine Survey Office, Maritime Safety Directorate, Department of Transport, Tourism and Sport〕

Tel.：+353 1 678 3453

URL：http://www.dttas.ie/

所在地：Leeson Lane, Dublin 2, IRELAND

幹部：Paschal Donohoe（大臣／Minister）（2014年7月11日～）

#### 所掌事務

2007年5月15日、アイルランド船籍の船に搭載する無線通信機器の免許及びそれに関連する証明書発行に関する所掌は、ComRegから交通・観光・スポーツ省海上安全局海上調査部海上無線課に移管された。

### 2 標準化機関

アイルランド国立標準化庁（National Standards Authority of Ireland：NSAI）

Tel.：+353 1 807 3800

URL：http://www.nsai.ie/

所在地：1 Swift Square, Northwood, Santry, Dublin 9, IRELAND

幹部：Julie O’Neill（会長／Chairman）、Maurice Buckley（最高経営責任者／CEO）

所掌事務

「1996年国立標準化庁法」により設立された機関で、雇用・企業・イノベーション大臣（Minister of Jobs, Enterprise and Innovation）への説明責任を負う。国内標準の策定、国際機関における国の代表及び国内で製造された工業製品の認証を実施する。

## II 電波監理政策の動向

### 1 電波監理政策の概要

周波数割当方法として、先着順（例：固定無線アクセス地域エリア（Fixed Wireless Access Local Area：FWALA）免許）、比較審査（例：3G免許）、オークション（例：2012年のマルチバンド・オークション（Multi-Band Spectrum Award：MBSA））が採用されている。ComRegでは、業務やサービスに応じて、それぞれの方法の長所を生かした周波数割当を検討・実施している。

周波数取引について、ComRegは、2012年3月に策定されたEUの「電波政策プログラム（Radio Spectrum Policy Programme：PSPP）に関する決定（Decision No 243/2012/EU）」を受けて、以下の帯域を取引可能とする規則（「2014年無線電信（周波数使用权の移転）規則（Wireless Telegraphy（Transfer of Spectrum Rights of Use） Regulations 2014）」を策定した。

- ・ 790-862MHz
- ・ 880-915MHz
- ・ 925-960MHz
- ・ 1710-1785MHz
- ・ 1805-1880MHz
- ・ 1900-1980MHz
- ・ 2010-2025MHz
- ・ 2110-2170MHz
- ・ 2.50-2.69GHz
- ・ 3.40-3.80GHz

グローバル市場向けに新たな製品やサービスを開発するための実験や試験を実施するための免許として「無線試験・トライアル免許（Wireless Test and Trial Licensing）」が2005年に設けられた。これには研究開発用の「無線試験免許（Wireless Test Licence）」と、トライアル・サービスを実施するための「無線トライアル免許（Wireless Trial Licence）」の2種類がある。

通信・エネルギー・天然資源省は2014年7月に将来に向けた周波数政策について何を優先して政策を進めていくべきか、関係者から意見を求めるための公開諮問を発表した。アイルランド政府の周波数政策を見直す第一歩となるもので、

現在政府が推進している国家ブロードバンド計画を達成するためにも重要なプロセスになると説明している。

本公開諮問では、現在及び将来的な周波数政策の課題は何かといった点をはじめ、2010年9月に公表された現行の周波数政策・戦略に変更すべき点があるか、今後3年から5年間の周波数政策の優先事項は何かなど、全体的な政策に関する質問に加え、UHF周波数帯のモバイル・ブロードバンドへの利用に関する意見、周波数利用料に関する考えなど具体的な質問を合計16挙げ、関係者から広く意見を求めている。

## 2 周波数オークション

### (1) 2012年のマルチバンド・オークション

ComRegは2012年11月15日、800MHz帯、900MHz帯及び1800MHz帯のMBSAの結果を発表した。800MHz帯(790-862MHz)は2012年10月24日に地上デジタルテレビへの移行完了を受けて空き周波数となった。免許期間は2013年から2015年までのものと、2015年から2030年までの2グループが設けられた。

免許期間ごとの周波数ブロック(2×5MHz)の最低価格

周波数帯	免許期間1(2013年2月1日～2015年7月12日)の周波数ブロック	免許期間2(2015年7月13日～2030年7月12日)の周波数ブロック
800MHz帯	255万EUR	826万EUR
900MHz帯	255万EUR	826万EUR
1800MHz帯	127万EUR	413万EUR

出所：ComReg

落札者はボーダフォン・アイルランド、O2アイルランド(ハチソン3Gアイルランドが2014年に買収)、ミーティア・モバイル、ハチソン3Gアイルランドの4社で、ハチソン3Gアイルランドを除いた3社は三つの帯域すべてにおいて周波数を獲得した。落札総額は8億5,400万EURに上り、そのうちの4億8,100万EURが手付金(Upfront Fee)として2012年末までに国庫に支払われた。残りの3億7,300万EURについては、電波利用料(Spectrum Usage Fees)として、インフレ率調整後の料額が2030年7月までの期間に分割で支払われる。

アイルランドのマルチバンド・オークションの落札結果(2012年11月)

周波数帯	免許期間	ハチソン3G アイルラン	ミーティア・モ バイル	O2アイルラ ンド	ボーダフォ ン・



		ド			アイルランド
800MHz	2013-2015	—	2×10MHz	2×10MHz	2×10MHz
	2015-2030	—	2×10MHz	2×10MHz	2×10MHz
900MHz	2013-2015	2×5MHz	2×5MHz	2×10MHz	2×10MHz
	2015-2030	2×5MHz	2×10MHz	2×10MHz	2×10MHz
1800MHz	2013-2015	2×10MHz	2×10MHz	—	2×15MHz
	2015-2030	2×20MHz	2×15MHz	2×15MHz	2×25MHz
手付金合計 (EUR)		5,114 万	1 億 4,478 万	1 億 2,493 万	1 億 6,085 万
電波利用料合計 (EUR)		5,387 万	9,964 万	9,964 万	1 億 1,979 万
落札総額 (EUR)		8 億 5,464 万			

出所：ComReg

マルチバンド・オークションにかけられた周波数免許の主な条件は以下のとおり。

- ・ 3 年以内に人口カバレッジ 70%を実現し、そのうちの少なくとも 35%は 800MHz、900MHz 又は 1800MHz を使って達成する。
- ・ サービス品質最低条件は、ネットワークの利用不可時間が 6 か月当たり 35 分以内で、最低音声品質標準は既存の GSM 免許で設定されているレベルと同等とする。
- ・ 800MHz、900MHz 又は 1800MHz のサービスが、同一バンド又は隣接バンドのサービスとの共存を促進するような技術要件を満たす。
- ・ これらのバンドに適用されている国際的な MoU (Memorandum of Understanding) を順守する。

## (2) 新たな周波数オークション実施に向けた検討

ComReg は 2014 年 9 月 30 日、2.6GHz 帯を競争入札によって割り当てるための手続に関するコンサルテーションを開始した。併せて 700MHz 帯、1.4GHz 帯、2.3GHz 帯、3.6GHz 帯の新たな周波数の開放についての検討も開始した。2.6GHz 帯は欧州においてモバイル・ブロードバンドや固定無線ブロードバンドに広く配分されているが、アイルランドでは当該帯域を Multipoint Microwave Distribution System (MMDS) が使用しているため、MMDS の免許期限である 2016 年 4 月以降に割当てが可能となる。

ComReg は、オークション対象となる以下の周波数帯について、割当方法、周波数特性、免許料 (spectrum fees) の設定方法、免許条件に関する高いレベルの

議論についてパブリック・コメントを募集し、2014年10月28日に締め切った。

- ・ 2.6GHz 帯 (2500-2690MHz)
- ・ 1.4GHz 帯 (1452-1492MHz)
- ・ 2.3GHz 帯 (2300-2400MHz)
- ・ 3.6GHz 帯 (3600-3800MHz)
- ・ 700MHz 帯 (694-790MHz)

ComReg は当初、これらの帯域を一括してオークションにかけるマルチバンド・オークションを提案していたが、3.6GHz 帯は切り離してオークションをかけるべきとの意見が多かったことから、3.6GHz 帯のオークション実施に向けた公開諮問を 2015 年 7 月 10 日に開始した。ComReg は 3.6GHz 帯を割り当てるにあたり、単独でのオークション、2.3GHz 帯と 2.6GHz 帯と併せたオークション、当初案どおりのマルチバンド・オークションの三つの方法について検討を行う。3.6GHz 帯は現在、FWALA に割り当てられているが、2017 年 7 月 31 日に免許期限を迎えることになっている。

### Ⅲ 周波数分配状況

#### 1 アイルランド無線周波数計画

現行の周波数分配表は 2015 年 1 月 28 日に改定、以下の URL で確認できる。

周波数分配表 URL :

[http://www.comreg.ie/\\_fileupload/publications/ComReg13118R.pdf](http://www.comreg.ie/_fileupload/publications/ComReg13118R.pdf)

#### 2 短距離無線機器

短距離無線機器 (Short Range Devices) を含む免許手続が免除される無線局に関する周波数割当やインターフェース要件等は、以下の URL で確認できる。

周波数分配表 URL :

[http://www.comreg.ie/radio\\_spectrum/exemptions.541.488.html](http://www.comreg.ie/radio_spectrum/exemptions.541.488.html)